

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（第１回）

議事要旨

日 時：令和６年１２月２０日（金）８：１５～８：３０

会 場：官邸２階 小ホール

出席者：林内閣官房長官、浅尾環境大臣、伊藤復興大臣、鈴木法務大臣、あべ文部科学大臣、福岡厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、武藤経済産業大臣、中野国土交通大臣、坂井内閣府特命担当大臣、三原内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府特命担当大臣、伊東内閣府特命担当大臣、富樫総務副大臣、宮路外務副大臣、本田防衛副大臣、岸内閣府大臣政務官、友納内閣府大臣政務官、東財務大臣政務官、佐藤内閣官房副長官、阪田内閣官房副長官補、白石環境省環境再生・資源循環局長、桜町復興庁統括官

● 冒頭、浅尾環境大臣から以下の説明があった。

- ・環境省では、除染を始めとした環境再生に取り組んできたが、福島県内では、除染により発生した土壌、いわゆる「除去土壌」が大量に発生した。
- ・除去土壌については、福島全体の復興のため、福島県、大熊町、双葉町の皆様に大変重い御決断で受け入れていただいた、中間貯蔵施設で保管している。
- ・一方で、福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後 30 年以内、すなわち 2045 年 3 月までに、福島県外で最終処分を完了するために、必要な措置を講ずることが、国の責務として法律で規定されており、また、地元との大切な約束。
- ・県外最終処分の実現に向けては、再生利用等による最終処分量の低減が重要。先月末時点で、約 1,400 万立方メートル、東京ドーム約 11 杯分に相当する除去土壌等が、中間貯蔵施設に搬入されている。このうち、約 4 分の 3 は、再生利用の対象とすることが、可能と考えている。
- ・平成 28 年に環境省が策定した方針に沿い、これまで再生利用の実証事業等に取り組んでおり、現在、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、再生利用の基準省令等の検討を進めている。
- ・国際的な安全基準を踏まえ、年間追加被ばく線量が 1 ミリシーベルト以下となるよう、放射能濃度として、キログラム当たり 8,000 ベクレル以下の除去土壌を再生利用する。
- ・こうした基準は、本年 9 月に公表された、IAEA からの最終報告書においても、妥当であるとの評価を受けるなど、再生利用等に係る環境省のこれまでの取組が、IAEA 安全基準に合致するとの結論が示された。
- ・この「キログラム当たり 8,000 ベクレル以下」は、最も被ばく線量が高い作業者を想定して定めており、さらに、飛散流出防止のために行う覆土により、放射線の遮へい効果も期待されることで、周辺の被ばく線量は相当程度低くなる。
- ・これまで福島県において、飯舘村長泥地区での農地造成や、道路盛土等の再生利用実証事業を行ってきた。いずれの実証事業でも、周辺環境への放射線の影響や工事中の

作業者の被ばく影響について、安全性が確認されている。

- ・再生利用・県外最終処分の必要性・安全性等に関する国民の皆様の御理解も重要であり、若い世代向けの取組や、一般向けの中間貯蔵施設等の現地見学会など、様々な取組を進めている。
- ・福島復興に向け、福島県内の除去土壌等の県外最終処分を実現することが必要。その実現に向けて、本日、本閣僚会議の設置とともに、再生利用の推進等の基本方針を策定するという方針が、原子力災害対策本部により決定された。
- ・県外最終処分の課題は、日本全体で解決すべきものである。本閣僚会議を通じて、議長である林内閣官房長官の下、また、共同副議長の伊藤復興大臣とも連携しつつ、政府一体となって、県外最終処分に向けて、全力で取り組む。

● 伊藤復興大臣から、以下の発言があった。

- ・先日 12 月 14 日、総理とともに中間貯蔵施設に行き、除去土壌の保管状況と道路盛土への再生利用の実証の取組を視察した。現場に保管された除去土壌の膨大な量に大変驚いたところである。
- ・中間貯蔵施設や除去土壌を再生利用する実証事業については、いずれも、私自身が環境副大臣として携わった事業であり、除去土壌の県外最終処分に向けた取組をしっかりと進めていくと改めて決意した。
- ・福島県内で生じた除去土壌等を中間貯蔵開始後 30 年以内に県外最終処分するという国の責務を果たすことについて、福島県知事は、あと 20 年しかないという危機感をもって強く要請されている。
- ・復興庁としても、福島復興の司令塔として環境省と連携し、除去土壌の再生利用等の安全性・必要性に関する国民の理解醸成を図り、再生利用先の創出に向けて関係閣僚が一丸となって対応していく。

● 最後に、林内閣官房長官から以下の発言があった。

- ・福島の復興のためには、中間貯蔵施設に保管されている除去土壌や指定廃棄物を、30 年以内に県外において最終処分することが必要。この県外最終処分という方針は、福島県が原子力災害により、既に極めて重い負担を負っていることを踏まえたものであり、日本全体で取り組むべき課題として、法定化されたものである。
- ・その県外最終処分に向けて鍵となる、除去土壌の再生利用については、これまで、環境省が福島県内で進めてきた実証事業や、国際原子力機関からの評価・助言等により、その安全性が確認されているところである。
- ・福島の復興をしっかりと前進させるため、来年春頃までに、再生利用の推進、再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進を 3 本柱として、基本方針を取りまとめるようお願いする。
- ・また、この基本方針を着実に実行するため、来年夏頃にロードマップを取りまとめるようお願いする。特に、再生利用の推進については、浅尾環境大臣、伊藤復興大臣を中

心に、各府省庁が一丸となって、再生利用の様々な案件を創出するべく、取組を進めていただくようお願いする。

- ・「福島復興なくして、東北復興なし。東北復興なくして日本の再生なし。」との思いを、全閣僚において共有した上で、福島復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現のため、政府を挙げて全力で取り組む。

以上